

## 第5章 岩手県の授産活動等支援策

障害者が住み慣れた地域において、自立し、就労しながら自らの力で生活していけるよう、「岩手県障害者プラン」では、「相談・生活支援」と「就労支援」を軸に施策に取り組んでいます。

特に、平成15年度以降の支援費制度への移行等制度改革に対応し、障害者の身近な市町村に相談窓口を設置し、生活から就労にいたる様々なニーズに「障害者ケアマネジメント」の手法を導入し、適切なサービスを提供する体制を整備します。

また、障害者雇用率の向上を目指す一般就労の促進を図るとともに、授産施設、作業所等福祉的就労の場の確保に努めています。

### 第1節 相談・生活支援の確保

#### 市町村・圏域における相談・コーディネート体制の整備

##### (市町村)

平成15年度から、市町村は三障害に対応した相談窓口として、障害者の地域生活を支援するための機能が集約します。障害保健福祉サービスのあっせん、調整及び利用の要請窓口として、また、複合的なニーズを有するケースについては、障害者ケアマネジメントを導入した総合的なケア計画を策定し、障害者の地域生活を支援します。

##### (障害者相談員)

県内に設置している身障相談員(250人)、知的相談員(90人)については、地域における日常的な相談や見守りを担当し、第一線で地域生活を支援します。

##### (地方振興局)

圏域ごとの相談機関、サービス事業者のネットワークを形成し、処遇困難事例の対応やサービス資源の検証、開拓を行います。

##### (障害者地域生活支援事業)

障害者の仕事に関する悩み事や職場における人間関係等の問題について、市町村障害者生活支援事業(身障)の相談員、障害児(者)地域療育等支援事業(知的)のコーディネータ、精神障害者地域生活支援センター(精神)の精神保健福祉士が相談に応じ、解決を図っていきます。

#### 専門性の高い相談機関

##### (福祉総合相談センター)

市町村に対する支援機能を拡充するとともに、重度・重複障害者に関する相談や発達段階に応じた専門性の高い相談等に適切に応じ、コーディネートします。

##### (障害者110番)

障害者の苦情等を的確に受け止め、権利擁護を図るため、三障害共通の電話相談に応じます。

## 第2節 福祉的就労の場等の確保

### 授産施設の整備促進

授産施設については、地域に密着した通所型を中心に施設の整備を促進し、障害の種別や程度、地域特性に応じた授産科目の設定が行われるよう指導します。

また、老朽化した施設の改修や、事業種目の転換等に必要な機械設備の購入を促進します。

### 福祉工場の整備促進

障害者の一般就労の場として、障害者福祉工場の整備を進めます。

### 障害者作業所の整備促進

障害者福祉作業所の整備を促進するとともに、その運営や職員研修の充実を図ります。また、経営の安定に資するため、要件の整ったものについて通所授産施設化を促進します。

### グループホーム等の整備

地域において自立した生活を行えるよう、グループホーム、福祉ホーム、通勤寮など障害の特性にあった住まいの場の確保に努めます。

## 第3節 福祉・情報機器の普及

日常生活用具として、ワープロ、パソコンを給付します。

パソコンを活用し、情報の獲得・交換ができるよう、障害に応じたパソコン講習会を開催するとともに、パソコン周辺機器に関する情報提供やその設置に対し助成するなど、情報機器の普及を促進します。

## 第4節 ユニバーサルデザインの推進

### 心のバリアフリーの推進

地域で安心して就労し生活できるよう、障害に対する差別や偏見等の心のバリアを取り除いていくよう様々な広報媒体を通じ、障害者の多様な活動を紹介するなど啓発活動の充実を図ります。

### 活動しやすいまちづくりの促進

地域で安心して外出できるよう、施設設備のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、駅や交通機関の整備促進、自動車による移動の確保を促進します。

## 第5節 物品購入等に係る優先的取扱い

県の出納局や地方振興局では、授産施設や障害者雇用率が1.8%以上であり、かつ障害者を2人以上雇用している企業に対しては、業者選定の際に次の取扱いをしているので、物品購入等に係る業者登録を行なっておくと有利な取扱いを受けることがあります。

指名競争入札の際に、指名業者に上記の要件に合致する企業を1社以上追加

して指名する。

随意契約の場合、2社以上から見積書を提出させるときは、他に優先して見積書徴収業者に選定する。

## 第6節 支援組織・支援体制

### セルプ協

岩手県社会福祉協議会では、平成13年度「岩手県授産施設連絡協議会（セルプ協）」を設置、今後は、授産施設の協働事業を展開することとしています。

### 障害者作業所連絡協議会

障害者作業所連絡協議会では、アンテナショップの開設、展示即売会等を実施し、障害者作業所の経営基盤の安定と振興を図っています。

### 地域の支援組織の立上げ

全県的な支援の仕組みはできつつありますが、今後は地域における支援体制を整備する必要があります。そのため、地域の企業等や商工団体等との連携を図り、地域の支援組織を立ち上げる必要があります。